

NPT運用検討会議に提出の作業文書 「非核兵器国による透明性」(概要)

現状・問題の所在

- 2000年NPT運用検討会議での13項目の現実的措置, 2010年NPT運用検討会議での行動計画でも認識されたとおり, 透明性向上は核軍縮の更なる進展に不可欠。
- 2010年行動計画では, 全NPT締約国が同行動計画の履行状況について「定期報告」を提出すべきとされた(アクション20)。
- 2012年, NPDIは, 透明性に関する標準報告フォームを核兵器国に提案。
- さらに, 2014年にも, 核兵器国に対し, 標準報告フォームに合意した上で, 同フォームを用いて「年次報告」を行うよう求めた。
- 今回, 非核兵器国がアクション20に基づいて2010年行動計画の履行状況を報告するためのフォームを提案する。

取るべきアクション

- 非核兵器国に対し, 2020年までの運用検討会議プロセスにおいて, 2010年行動計画の履行状況についての報告にあたってNPDIが提案するテンプレート(作業文書に別添)を活用するよう勧める。

※同報告テンプレートには, 2010年行動計画の核軍縮(包括的核実験禁止条約(CTBT)署名・発効, 兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)早期交渉開始への支持等), 核不拡散(IAEA追加議定書(AP), 輸出管理等)及び原子力の平和的利用(平和利用イニシアティブ(PUI), IAEA技術協力基金, 原子力安全関連条約, 原子力損害賠償条約等)に関する64のアクション毎に, 非核兵器国が報告すべき具体的内容が列挙されている。